（所得税法施行令の一部を改正する政令及び法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四十二条　次に掲げる政令の規定中「を除く。」と」の下に「、同号ホ中「第五十三条第一項」とあるのは「第百六十七条第一項」と」を加える。

一　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十五号）附則第十三条第二項

二　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第四十三条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第四十四条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第三号、第八十三条第三号及び第八十四条第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。

第八十五条第一号中「に開設する放送局」を「の放送局」に、「第二条第三号」を「第二条第二十号」に改め、「及び人工衛星に開設する無線局の無線設備を使用する電気通信役務利用放送」を削り、同条第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。

第百三条第六号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を加える。

第百二十五条第一項中「、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

（電気通信事業紛争処理委員会令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に第六条の規定による改正前の電気通信事業紛争処理委員会令（以下この条において「旧委員会令」という。）第一条第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の特別委員である者は、施行日に、第六条の規定による改正後の電気通信紛争処理委員会令第一条第二項の規定により電気通信紛争処理委員会の特別委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、旧委員会令第一条第二項の規定により任命された電気通信事業紛争処理委員会の特別委員としての任期の施行日における残任期間と同一の期間とする。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第八条の規定による改正後の地方税法施行令附則第十条の二の二第一項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　放送法等改正法附則第七条の規定により放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号。以下「旧有線放送電話法」という。）の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第十七条の規定による改正後の首都圏近郊緑地保全法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十三条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市緑地法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十三条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する設備の設置又は管理に係る行為については、第二十五条の規定による改正後の都市緑地法施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する施設の整備に関する事業については、第二十六条の規定による改正後の水源地域対策特別措置法施行令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が旧有線放送電話法第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設の整備に係る補助については、第二十七条の規定による改正後の防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条及び附則第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（文化財保護法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　放送法等改正法附則第七条の規定により旧有線放送電話法の規定の適用についてなお従前の例によることとされる旧有線放送電話法第三条の許可を受けている者が行う有線放送電話業務の用に供する線路の設置又は管理に係る行為については、第二十八条の規定による改正後の文化財保護法施行令第四条第六項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　特定商取引に関する法律施行令第五条の二の規定は、次の各号に掲げる者が施行日前に締結した契約、施行日前に受けた申込み又は施行日以後にその申込みにより締結した契約に係る役務の提供であって当該各号に定める役務の提供に相当するものについては、適用しない。

一　次に掲げる者　第二十九条の規定による改正前の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）別表第二第十号に規定する役務の提供

イ　放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法第二条の規定による改正前の放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「旧放送法」という。）第二条第三号の二に規定する放送法等改正法第四条の規定による改正前の電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「旧電波法」という。）の規定に